

神戸市優良工事認定ロゴマーク取り扱い要綱

2024 年（令和 6 年）12 月 2 日 建設局長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、神戸市優良工事認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取り扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークの使用）

第 2 条 ロゴマークを使用できる者（以下「使用者」という。）は、神戸市優良工事認定を受けた事業者とする。

- 2 ロゴマークの使用は、優良工事認定の周知、推進のための広報及び使用者自身の広報に限定し、自社の製品や販促用の無償配布物等に使用してはならない。
- 3 ロゴマークを使用する際、使用者は神戸市優良工事認定ロゴマークガイドラインに従うものとする。
- 4 ロゴマークの使用申請が可能な期間は、認定を受けた日を含む年度の末までとする。
- 5 ロゴマークを使用できる期間は、神戸市優良工事認定ロゴマーク使用許可書（様式第 2 号）（以下「許可書」という。）に示すとおりとし、最長で認定を受けた日から 5 年後の年度末までとする。
- 6 ロゴマークの第三者への譲渡及び申請用途以外の使用は禁止する。

（ロゴマークの使用申請）

第 3 条 ロゴマークを使用する際は、神戸市優良工事認定ロゴマーク使用申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）を建設局長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 手続きは、メール等電子データによるものとする。

（ロゴマークの使用許可）

第 4 条 神戸市は、申請書の内容に問題がないことを確認した上で、許可書及びロゴマークのデータを使用者に交付する。

- 2 手続きは、メール等電子データによるものとする。

（ロゴマークの使用許可取り消し）

第 5 条 次の各号に該当する場合、神戸市はロゴマークの使用許可を取り消し、神戸市優良工事認定ロゴマーク使用許可取り消し通知書（様式第 3 号）により使用者に通知する。

- (1) 神戸市優良工事認定要綱第 14 条及び神戸市優良工事認定実施要領第 10 条の定めにより、認定が取り消しとなった場合。
- (2) 使用者が本要綱を遵守せずに使用していることが判明した場合又はその他、不適切な行為が生じた場合。

(経費等の負担)

第6条 ロゴマークの使用に必要な経費等一切は使用者が負担するものとする。

(損失補償等の責任)

第7条 神戸市は、ロゴマークの使用に起因する損失について、一切の責任を負わない。

2 ロゴマークの使用により神戸市に損害を与えたと認められる場合は、神戸市は使用者に損害を請求することができる。

(情報の公開)

第8条 神戸市は、ロゴマークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務局)

第9条 ロゴマークの使用許可に係わる事務は、建設局技術管理課において行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2024年（令和6年）12月2日から施行する。
- 2 2023年度（令和5年度）以前に認定された優良工事に関するロゴマークの使用については、旧要綱（神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用管理要綱）に従うものとする。